

第5章 子ども・子育て支援

1 子ども・子育て支援の方向性

(1) 背景

国は、平成2（1990）年の“1.57ショック”を契機に、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討をはじめ、さまざまな少子化対策に取り組んできました。

しかしながら、都市部における待機児童問題をはじめ、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により孤立を感じる家庭の増加、仕事と子育てを両立できる環境等、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する支え合いの仕組みを構築することが求められました。こうした社会情勢を受け、国は、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供し、保育の量的拡大及び確保、地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されました。また、これにあわせて、市町村においては、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村子ども・子育て支援事業計画」といいます。）の策定が義務づけられました。

その後、同法は幾度か改正が行われ、子ども・子育て支援の充実が図られてきました。令和6（2024）年6月の「子ども・子育て支援法」等の改正では、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」が追加されるとともに、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付を行う「こども誰でも通園制度」が創設（令和8（2026）年度から開始予定）されました。また、これに先立ち、令和4（2022）年6月の「児童福祉法」等の改正では、家庭支援事業が拡充され、要支援児童等の支援に資する「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が創設され、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられることとなりました。

本市においては、平成27（2015）年3月に、第1期計画として「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2（2020）年3月には第2期計画として「岐阜市子ども・子育て支援プラン」の中で「第2期岐阜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に取り組んできました。

この第2期計画が令和6年度に計画期間の満了となることを受け、引き続き、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施を図るため、この章において、「第3期岐阜市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 意義

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資となります。したがって、子ども・子育て支援は、社会全体で取り組むべき重要課題となります。

(3) 基本方針

子ども・子育て支援にあたっては、すべての子どもたちの最善の利益が実現することを第一に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡充と質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざします。

① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の推進

待機児童ゼロを継続するため、教育・保育提供区域内の需給の状況に応じ、定員の見直しや増築・改修、小規模保育事業所や認定こども園の設置等により、保護者のニーズに対応した供給確保を図ります。

② 地域での子育て支援の推進

保育を必要とする家庭のみならず、すべての子育て家庭を支援するため、身近な地域で多様な子育て支援が受けられる環境づくりを進めます。

2 子ども・子育て支援の取り組み

(1) 概要

本章では、子ども・子育て支援の取り組みとして、「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について、記載します。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は以下のとおりです。

教育・保育

■ 教育・保育施設

- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園
- ・ 保育所（園）

■ 地域型保育事業

保育を必要とする3歳未満の子どもに対し以下の保育を実施

- ・ 小規模保育事業
- ・ 事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業	本市における事業	No.
利用者支援事業	利用者支援事業	104
		114
		115
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業	89
妊婦健康診査	妊婦健康診査	109
乳児家庭全戸訪問事業	すくすく赤ちゃん子育て支援事業	113
養育支援訪問事業等	養育支援訪問事業	90
	子育て世帯訪問支援事業	92
	親子関係形成支援事業	85
子育て短期支援事業	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	87
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）	137
一時預かり事業	幼稚園における預かり保育	—
	保育所（園）等における一時預かり事業	99
	ファミリー・サポート・センター事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	137
	夜間養護等（トワイライトステイ）事業	87
延長保育事業	延長保育事業	99
病児保育事業	病児・病後児保育事業	99
	ファミリー・サポート・センター事業 （病児・緊急対応強化事業）	137
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業	88
産後ケア事業	産後ケア事業	117
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	108
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付事業	45
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域における小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援事業	—

※番号（NO.）は、第3章の次世代育成支援対策の取り組みと共通する番号です。

(2) 事業の提供区域の設定と量の見込みの算出方法

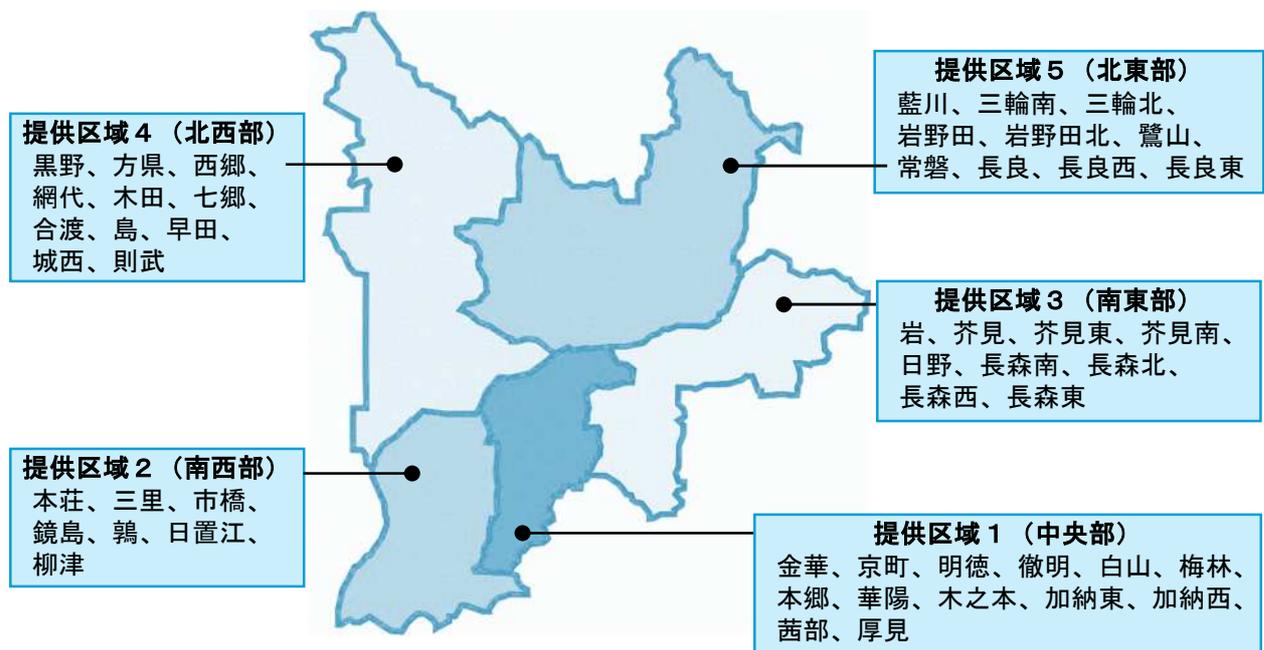
「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針においては、教育・保育提供区域を設定し、区域ごとの各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所にかかる必要利用定員総数、その他の教育・保育の量の見込みとそれを提供する体制の確保方策等について、また、各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれを提供する体制の確保方策等について示すこととされています。

① 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針においては、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域（以下、「教育・保育提供区域」といいます。）を定め、その区域内での需給計画を立てることとされています。

本市においては、概ねの日常生活の範囲や現在の教育・保育施設の利用状況などの条件を総合的に勘案し、以下の5区域を基本とします。なお、小学生が利用する放課後児童健全育成事業のように小さな単位での想定が適切な事業や行政区域を越えて広域的な利用実態があるものなどについては、小学校区や市全域を提供区域として設定します。

教育・保育提供区域図



※教育・保育提供区域は、この計画における「量の見込み」、「確保方策」の設定にあたって参考とする区域であり、保護者の入所（園）の希望を妨げるものではありません。

提供区域の設定

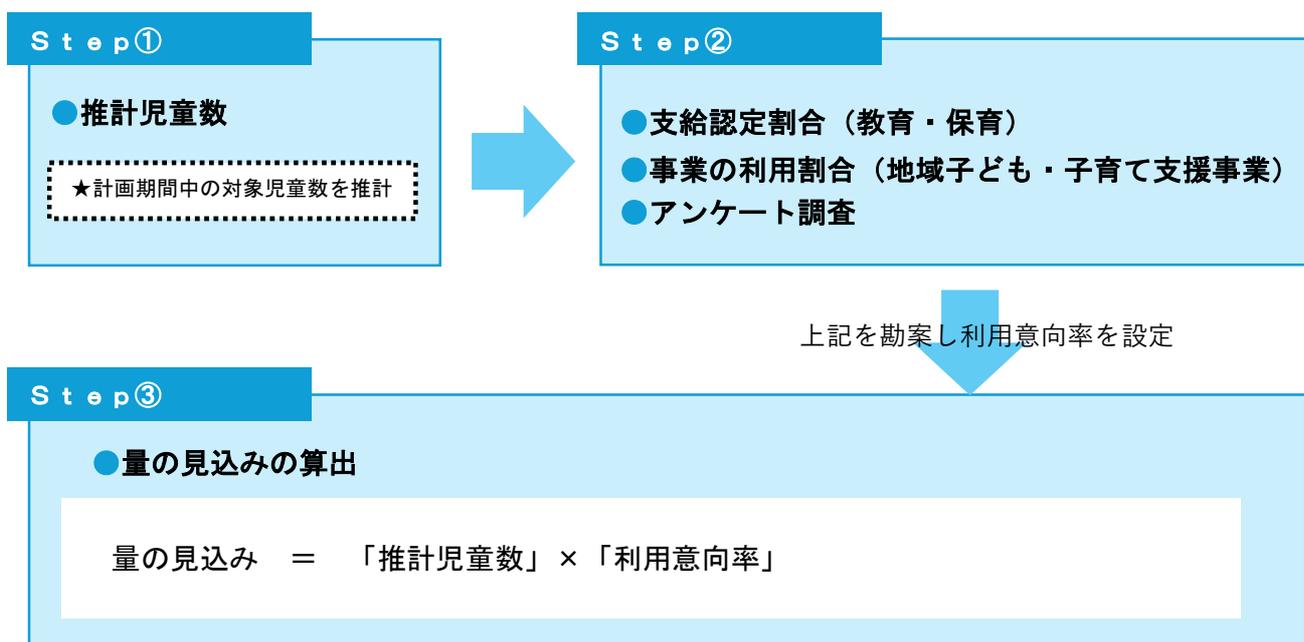
事業等		提供区域
教育・保育	教育（認定こども園、幼稚園）	市全域
	保育（認定こども園、保育所（園）、地域型保育）	5区域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市全域
	地域子育て支援センター事業	市全域
	妊婦健康診査	市全域
	すくすく赤ちゃん子育て支援事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域
	子育て世帯訪問支援事業	市全域
	親子関係形成支援事業	市全域
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	市全域
	ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）	市全域
	一時預かり事業	市全域
	延長保育事業	5区域
	病児・病後児保育事業	市全域
	放課後児童健全育成事業	46区域 （小学校区）
	産後ケア事業	市全域
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域 （予定）
	実費徴収に係る補足給付事業	市全域
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	市全域	

※一時預かり事業には、幼稚園や保育所（園）等における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）、夜間養護等（トワイライトステイ事業）を含みます。

② 量の見込みの算出方法

今後の児童数を推計した上で、令和5年に実施した「岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(アンケート調査)、支給認定区分ごとの児童数に占める支給認定子どもの割合(以下、「支給認定割合」といいます。)、各種事業の利用割合、保護者が第1希望として入所を希望する保育所(園)等のニーズ、これまでの利用実績などを総合的に勘案し、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに量の見込み(各年3月1日現在)を算出しました。

量の見込みの算出イメージ



※支給認定区分について

教育・保育の利用にあたっては、国の定める客観的な基準に基づく以下の条件に応じて、市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病、その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者	

③ 推計児童数

過去の人口動態から変化率を求め、将来人口を推計するコーホート変化率法に基づき算出し、この計画の期間中における本市の5歳児以下の児童数は次のとおりです。計画最終年度である令和11年には13,780人になると予測されます。

単位：人

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
市 全 域	令和7年	2,322	2,434	2,525	2,631	2,742	2,891	15,545
	令和8年	2,257	2,382	2,445	2,541	2,638	2,745	15,008
	令和9年	2,198	2,315	2,393	2,461	2,548	2,643	14,558
	令和10年	2,142	2,254	2,326	2,409	2,467	2,552	14,150
	令和11年	2,089	2,198	2,265	2,342	2,415	2,471	13,780

(3) 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

① 1号認定

現状と課題

令和6年度時点で、市全域には、子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園が2カ所（公立：2カ所）、移行していない幼稚園が32カ所（私立：32カ所）、合計で34カ所の幼稚園と17カ所の認定こども園（私立：17カ所）が設置されています。

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1号	1号	1号	1号	1号
①量の見込み (必要利用定員総数)		4,402	4,123	3,883	3,671	3,474
②確保方策		10,613	10,613	10,613	10,613	10,613
内 訳	移行した幼稚園	225	225	225	225	225
	認定こども園	278	278	278	278	278
	移行していない幼稚園	10,110	10,110	10,110	10,110	10,110
(②-①)		6,211	6,490	6,730	6,942	7,139

確保の内容及び今後の取り組み

- 現状の供給体制により、対応が可能であると考えられます。

② 2号認定、3号認定

現状と課題

令和6年度時点で、市内には、保育所（園）34か所（公立：11か所、私立：23か所）、認定こども園17か所、小規模保育事業所29か所、事業所内保育事業所3か所が設置されています。

過去の傾向や現状、アンケート調査結果を踏まえると、人口が減少傾向にあるものの0歳及び1歳の子どもの保育ニーズは、引き続き増加するものと予想されます。また、各教育・保育提供区域の中でも、保育の受入枠に余裕がある地域、受入枠に余裕がない地域が存在しており、余裕がない地域にはさらなる供給確保が必要です。

※保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所の区域別か所数
 提供区域1（中央部）20か所、提供区域2（南西部）21か所、提供区域3（南東部）11か所、提供区域4（北西部）16か所、提供区域5（北東部）15か所

量の見込み及び確保方策

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		3,275	522	1,175	1,229	3,239	530	1,188	1,216
②確保方策		3,565	527	1,180	1,420	3,551	562	1,238	1,469
内訳	教育・保育施設	3,563	394	846	1,067	3,549	426	896	1,108
	地域型保育事業(2号認定においては、「満3歳以上限定小規模保育事業」)		89	244	253	0	92	252	261
	企業主導型保育事業等	2	44	90	100	2	44	90	100
(②-①)		290	5	5	191	312	32	50	253

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号		3号		2号		3号		2号		3号	
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
3,226	539	1,194	1,216	3,230	549	1,202	1,207	3,241	559	1,212	1,201
3,554	578	1,264	1,495	3,530	593	1,300	1,531	3,493	590	1,288	1,519
3,552	439	914	1,126	3,528	454	950	1,162	3,491	451	938	1,150
0	95	260	269	0	95	260	269	0	95	260	269
2	44	90	100	2	44	90	100	2	44	90	100
328	39	70	279	300	44	98	324	252	31	76	318

- ※1 教育・保育施設とは、保育所（園）及び認定こども園をいいます。
- ※2 地域型保育事業とは、小規模保育事業及び事業所内保育事業（労働者枠を除く）をいいます。
- ※3 企業主導型保育事業等とは、企業主導型保育事業（地域枠）及び幼稚園で保育を必要とする0～2歳児を定期的に預かる一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）をいいます。地域枠とは、従業員以外の地域の子どもを受け入れる枠をいいます。

確保の内容及び今後の取り組み

- 保護者の選択の幅を拡大できるよう、定員の見直し、施設の建て替えや増改築を行うほか、幼稚園の認定こども園化により、十分な供給確保を図ります。また、各教育・保育提供区域の中の受入枠に余裕がない地域については、小規模保育事業所の開設を検討します。
- 各教育・保育提供区域における供給不足は、隣接区域での受け入れで対応します。

3号認定の保育利用率に係る目標設定

満3歳未満の子どもの利用ニーズが高いことに鑑み、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」を各年度の目標値として定めます。

単位：人

		参考値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①推計人口	0歳	2,445	2,322	2,257	2,198	2,142	2,089
	1歳	2,611	2,434	2,382	2,315	2,254	2,198
	2歳	2,714	2,525	2,445	2,393	2,326	2,265
②確保方策	0歳	501	527	562	578	593	590
	1歳	1,128	1,180	1,238	1,264	1,300	1,288
	2歳	1,384	1,420	1,469	1,495	1,531	1,519
③保育利用率 (②/①)	0歳	20.5	22.7	24.9	26.3	27.7	28.2
	1歳	43.2	48.5	52.0	54.6	57.7	58.6
	2歳	51.0	56.2	60.1	62.5	65.8	67.1

■提供区域1（中央部）

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,010	142	323	340	1,003	146	326	342
②確保方策		1,091	154	310	369	1,091	160	328	387
内訳	教育・保育施設	1,091	128	268	322	1,091	134	286	340
	地域型保育事業（2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」）	0	12	27	29	0	12	27	29
	企業主導型保育事業等	0	14	15	18	0	14	15	18
（②－①）		81	12	▲13	29	88	14	2	45

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号	3号			2号	3号			2号	3号		
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
1,001	148	330	340	1,001	153	334	340	1,009	154	338	339
1,091	168	346	405	1,067	171	346	405	1,067	171	346	405
1,091	142	304	358	1,067	145	304	358	1,067	145	304	358
0	12	27	29	0	12	27	29	0	12	27	29
0	14	15	18	0	14	15	18	0	14	15	18
90	20	16	65	66	18	12	65	58	17	8	66

■提供区域2（南西部）

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		596	136	306	305	586	141	314	307
②確保方策		601	142	323	368	598	144	336	367
内訳	教育・保育施設	599	85	155	197	596	87	168	196
	地域型保育事業（2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」）	0	33	100	96	0	33	100	96
	企業主導型保育事業等	2	24	68	75	2	24	68	75
（②－①）		5	6	17	63	12	3	22	60

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号		3号		2号		3号		2号		3号	
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
591	144	321	310	597	147	325	313	610	152	332	314
601	149	336	367	601	155	354	385	601	155	354	385
599	92	168	196	599	98	186	214	599	98	186	214
0	33	100	96	0	33	100	96	0	33	100	96
2	24	68	75	2	24	68	75	2	24	68	75
10	5	15	57	4	8	29	72	▲9	3	22	71

■提供区域3（南東部）

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		476	73	153	133	459	73	155	141
②確保方策		485	69	129	184	485	75	147	202
内訳	教育・保育施設	485	56	101	152	485	62	119	170
	地域型保育事業（2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」）	0	11	26	30	0	11	26	30
	企業主導型保育事業等	0	2	2	2	0	2	2	2
（②－①）		9	▲4	▲24	51	26	2	▲8	61

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号		3号		2号		3号		2号		3号	
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
451	74	154	142	450	75	153	139	460	77	154	138
485	78	155	210	485	78	155	210	485	78	155	210
485	62	119	170	485	62	119	170	485	62	119	170
0	14	34	38	0	14	34	38	0	14	34	38
0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2
34	4	1	68	35	3	2	71	25	1	1	72

■提供区域4（北西部）

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		620	95	220	263	627	95	222	257
②確保方策		684	87	220	277	673	102	211	273
内訳	教育・保育施設	684	61	166	217	673	73	149	205
	地域型保育事業（2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」）	0	25	52	58	0	28	60	66
	企業主導型保育事業等	0	1	2	2	0	1	2	2
（②－①）		64	▲8	0	14	46	7	▲11	16

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号		3号		2号		3号		2号		3号	
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
637	97	222	257	648	99	223	254	647	100	224	251
673	102	211	273	673	108	229	291	673	108	229	291
673	73	149	205	673	79	167	223	673	79	167	223
0	28	60	66	0	28	60	66	0	28	60	66
0	1	2	2	0	1	2	2	0	1	2	2
36	5	▲11	16	25	9	6	37	26	8	5	40

■提供区域5（北東部）

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		573	76	173	188	564	75	171	169
②確保方策		704	75	198	222	704	81	216	240
内訳	教育・保育施設	704	64	156	179	704	70	174	197
	地域型保育事業（2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」）	0	8	39	40	0	8	39	40
	企業主導型保育事業等	0	3	3	3	0	3	3	3
（②－①）		131	▲1	25	34	140	6	45	71

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号		3号		2号		3号		2号		3号	
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
546	76	167	167	534	75	167	161	515	76	164	159
704	81	216	240	704	81	216	240	667	78	204	228
704	70	174	197	704	70	174	197	667	67	162	185
0	8	39	40	0	8	39	40	0	8	39	40
0	3	3	3	0	3	3	3	0	3	3	3
158	5	49	73	170	6	49	79	152	2	40	69

(4) 地域子ども・子育て支援事業の充実

① 利用者支援事業

事業概要

子どもや保護者が身近な場所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

量の見込み及び確保方策

■こども家庭センター

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
(②-①)	0	0	0	0	0

■地域子育て相談機関

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19	18	18	18	18
②確保方策	19	18	18	18	18
(②-①)	0	0	0	0	0

■妊婦等包括相談支援事業

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,885	4,748	4,624	4,507	4,395
②確保方策	4,885	4,748	4,624	4,507	4,395
(②-①)	0	0	0	0	0

■保育コンシェルジュ(特定型利用者支援事業)

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
(②-①)	0	0	0	0	0

確保の内容及び今後の取り組み**■こども家庭センター**

妊産婦、子ども、子育て世帯を包括的に支援する機関として、岐阜市子ども・若者総合支援センターと市内3か所の保健センターで構成する「岐阜市こども家庭センター」を運営し、児童福祉・母子保健両部門が一体的に妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。

■地域子育て相談機関

虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、公立保育所等の子育て支援の施設や場所において、すべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる地域子育て相談機関を設置します。

■妊婦等包括相談支援事業

岐阜市こども家庭センター各保健センター窓口において、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるため、妊娠届時や妊娠8か月頃のマタニティサポート面談、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問での面談等において、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。また、子育て中の親が子どもの成長や発達についての正しい知識をもち、喜びや楽しみを感じながら自信をもって育児ができるよう、訪問、電話、各健診、地域の子育て支援活動の場等さまざまな機会をとらえて、継続的な情報提供や相談を行います。

■保育コンシェルジュ（特定型利用者支援事業）

子ども保育課にコンシェルジュ機能を担う職員を配置し、関係機関との連携により保育所（園）等や地域の子育て支援事業の利用支援・調整、円滑な事業の利用に向けた支援を実施します。また、保育所（園）等の空き情報を市ホームページに掲載し、市内在住者及び転入者（予定者）への情報提供を実施します。

② 地域子育て支援センター事業

事業概要

育児の不安や負担を軽減するため、子ども・親同士が交流できる場の提供や育児相談等により、身近な地域における子育て支援を総合的に実施する地域子育て支援センター事業を市内6か所で行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10,437	10,155	9,899	9,636	9,392
②確保方策	13,660	13,660	13,660	13,660	13,660
(②-①)	3,223	3,505	3,761	4,024	4,268

確保の内容及び今後の取り組み

- 5か所の保育所（園）及び1か所の学校法人の計6か所の体制を維持することにより、供給確保を図ります。

③ 妊婦健康診査

事業概要

健康な子どもを産み育てるため、妊娠が順調であるかどうかの確認を行うとともに、必要な保健指導を行います。

量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①妊娠届出書提出者数(人)	2,305	2,240	2,182	2,126	2,074
②1人あたりの健診回数(回)	12	12	12	12	12
③量の見込み(①×②)	27,660	26,880	26,184	25,512	24,888

確保の内容及び今後の取り組み

- 安心、ゆとりをもって妊娠・出産ができるよう、できるだけ早い時期の妊娠届出の周知を図り、受診率の向上と保健指導の内容の充実に努めます。

④ すくすく赤ちゃん子育て支援事業

事業概要

育児不安の大きい時期に効果的な育児支援を行うため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に保健師または助産師が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の支援を行います。

また、地域における子育てを支援していくため、地域役員や母子訪問指導員等による地域連携会議を開催するとともに、必要に応じて養育支援訪問事業等による継続的な支援につなげ、子育て家庭の孤立を防ぎます。

量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①0歳児人口	2,322	2,257	2,198	2,142	2,089
②量の見込み(件)	2,322	2,257	2,198	2,142	2,089

確保の内容及び今後の取り組み

- 母子健康手帳交付時における事業内容の説明、出生届の受付窓口における案内を徹底し、訪問実施率の向上に努めます。
- 支援を必要とする家庭に対して切れ目のない適切な対応ができるよう、子育てに関わる地域の関係者等と情報共有を図り、身近なところで家庭を見守る体制づくりのさらなる充実に努めます。

⑤ 養育支援訪問事業

事業概要

虐待の未然防止、早期発見のため、妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭に対し、妊娠届出書等を活用して出産前から職員の家庭訪問による支援等を行います。

また、出産後は、すくすく赤ちゃん子育て支援事業、乳幼児健康診査等や医療機関からの情報提供等により把握した要支援家庭に対して必要な支援を継続的に行います。

支援を必要とする家庭の早期発見のため、関係者や関係機関等との連携強化を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催します。

量の見込み及び確保方策

単位：件（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①実訪問家庭数	24	24	24	24	24
②量の見込み	360	360	360	360	360
③確保方策	360	360	360	360	360

確保の内容及び今後の取り組み

- 岐阜市こども家庭センターと医療機関、女性相談担当等との連携を強化し、支援を必要とする家庭の早期発見や養育支援等による切れ目ない支援を行うことができる体制の整備を図ります。
- 要保護児童等の支援にあたっては、引き続き、岐阜市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所、学校、医療機関、その他関係機関等と連携を図ります。（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

⑥ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みに傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施し、家庭や養育環境を整えます。

量の見込み及び確保方策

単位：件（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	480	500	520	540	560
②確保方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

確保の内容及び今後の取り組み

- 支援が必要な家庭に対し、適切に訪問支援員を派遣します。

⑦ 親子関係形成支援事業

事業概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、子どもの発達に応じた関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニングを実施し、保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報交換を行う場を設けるなど、必要な支援を行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	58	58	58	58	58
②確保方策	80	80	80	80	80

確保の内容及び今後の取り組み

- 子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に向けて、定期的にペアレント・トレーニングの講習会を実施します。

⑧ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

事業概要

保護者の疾病、育児疲れ、出産、冠婚葬祭、出張等により、子どもの養育が困難な場合に、児童養護施設等において一時的に子どもを預かります。

量の見込み及び確保方策

単位：件（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	164	159	155	151
②確保方策	220	220	220	220	220
(②-①)	50	56	61	65	69

確保の内容及び今後の取り組み

- 現状の供給体制により、対応が可能であると考えられます。

⑨ ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）

事業概要

「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と、「育児の援助を行いたい人（提供会員）」を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動（有償）を行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,472	1,439	1,407	1,352	1,303
②確保方策	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
(②-①)	28	61	93	148	197

確保の内容及び今後の取り組み

- 「広報ぎふ」やチラシ等を活用し、引き続き、提供会員の確保に努めます。
- 預かり中の子どもの安全対策等も含めた提供会員向け講習会等により、円滑な活動、対応ができるよう努めます。

⑩ 一時預かり事業

事業概要

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児等を預かる一時預かり事業を実施します。

また、短時間労働等により断続的な保育が必要な場合や保護者の疾病、入院等による緊急一時的に保育が必要な場合、保護者の子育てに伴う心理的・肉体的負担を解消するため、保育所（園）、認定こども園、ファミリー・サポート・センター事業、夜間養護等（トワイライトステイ）施設において、子どもの一時預かりを行います。

量の見込み及び確保方策

■一時預かり事業（幼稚園型）

単位：人（延べ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定	5,270	5,127	4,999	4,865	4,742
	2号認定相当	464,640	435,120	409,920	387,840	367,200
②確保方策		501,840	472,320	447,120	425,040	404,400
(②-①)		31,930	32,073	32,201	32,335	32,458

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、夜間養護等（トワイライトステイ）事業

単位：人（延べ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		10,892	10,515	10,201	9,914	9,655
② 確 保 方 策	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
	ファミリー・サポート ・センター事業（病児 ・緊急対応強化事業を除く）	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
	夜間養護等（トワイライ トステイ）事業	390	390	390	390	390
(②-①)		1,128	1,505	1,819	2,106	2,365

確保の内容及び今後の取り組み

- 現在、市内すべての私立幼稚園及び14か所の認定こども園で一時預かり事業（幼稚園型）が実施されており、現状の体制を維持することにより、供給体制を確保します。
- 現状の市内29か所の保育所（園）及び認定こども園、ファミリー・サポート・センター事業、市内2か所の夜間養護等（トワイライトステイ）施設における供給体制を維持することにより、供給確保を図ります。

⑪ 延長保育事業

事業概要

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所（園）における通常の開所時間を延長して保育を行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	191	190	190	191	190
②確保方策	256	256	256	256	256
(②-①)	65	66	66	65	66

確保の内容及び今後の取り組み

- 既存の53か所の保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業で供給体制を維持し、供給確保を図ります。

■ 区域別

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(中央部) 提供区域1	①量の見込み	76	76	77	77	77
	②確保方策	89	89	89	89	89
	(②-①)	13	13	12	12	12
(南西部) 提供区域2	①量の見込み	36	36	36	37	37
	②確保方策	49	49	49	49	49
	(②-①)	13	13	13	12	12
(南東部) 提供区域3	①量の見込み	25	25	25	25	25
	②確保方策	33	33	33	33	33
	(②-①)	8	8	8	8	8
(北西部) 提供区域4	①量の見込み	21	21	21	21	21
	②確保方策	42	42	42	42	42
	(②-①)	21	21	21	21	21
(北東部) 提供区域5	①量の見込み	33	32	31	31	30
	②確保方策	43	43	43	43	43
	(②-①)	10	11	12	12	13

⑫ 病児・病後児保育事業

事業概要

病気のために保育所（園）等で集団保育が困難で自宅療養が必要な間、病院・診療所に付設された専用スペース等で保育を実施します。

また、保育所（園）等で児童が体調不良となった際に、保護者が迎えに行くことができない場合、病児・病後児保育施設の看護師やファミリー・サポート・センターの提供会員がタクシーで迎えに行き、診察後、施設や会員の自宅で保育を行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人数（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10,537	10,488	10,492	10,514	10,558
②確保方策	病児・病後児保育事業	20,397	20,397	20,397	20,397
	ファミリー・サポート・センター事業 （病児・緊急対応強化事業）	5	5	5	5
（②－①）	9,865	9,914	9,910	9,888	9,844

確保の内容及び今後の取り組み

- 通常の保育事業とは異なり、突発的・集中的に利用児童が発生する傾向がありますが、感染症の流行時期など、一時的に受け入れることができないケースを除けば、概ね現状の供給体制を維持することにより、供給確保は可能であると考えられます。

⑬ 放課後児童健全育成事業

事業概要

就労等の理由により、保護者が昼間家庭にいない子どもの居場所を確保するため、すべての小学校区において放課後児童クラブを実施します。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（市全域）	3,914	3,802	3,628	3,465	3,312
②確保方策	4,118	4,091	4,002	3,952	3,850
（②－①）	204	289	374	487	538

確保の内容及び今後の取り組み

- 小学校の余裕教室、近隣の公共施設の賃貸借等による開設場所の確保、継続的な支援員の募集や民間委託等による人員の確保により、各児童クラブにおいて供給不足が発生することのないよう、供給確保を図ります。また、拡充が困難な場合であっても、弾力的に児童を受け入れることで待機児童の減少に努めます。

■ 区域別（小学校区） ※低学年：1～3年生、高学年4～6年生 単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1. 岐阜小学校区					
低学年	33	31	24	20	18
高学年	9	5	8	4	4
①量の見込み	42	36	32	24	22
②確保方策	45	45	32	30	30
(②-①)	3	9	0	6	8
2. 明郷小学校区					
低学年	46	37	29	21	17
高学年	14	11	11	11	7
①量の見込み	60	48	40	32	24
②確保方策	60	60	60	32	30
(②-①)	0	12	20	0	6
3. 徹明さくら小学校区					
低学年	59	54	68	74	80
高学年	26	34	29	26	31
①量の見込み	85	88	97	100	111
②確保方策	90	90	97	120	120
(②-①)	5	2	0	20	9
4. 白山小学校区					
低学年	22	22	27	26	25
高学年	4	3	1	4	3
①量の見込み	26	25	28	30	28
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	4	5	2	0	2
5. 梅林小学校区					
低学年	29	31	29	25	20
高学年	11	10	10	10	10
①量の見込み	40	41	39	35	30
②確保方策	35	35	35	35	35
(②-①)	▲ 5	▲ 6	▲ 4	0	5

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6. 華陽小学校区					
低学年	44	45	49	48	42
高学年	15	17	15	14	16
①量の見込み	59	62	64	62	58
②確保方策	60	62	64	62	60
(②-①)	1	0	0	0	2
7. 本荘小学校区					
低学年	81	79	76	68	61
高学年	21	21	19	19	19
①量の見込み	102	100	95	87	80
②確保方策	120	120	95	90	90
(②-①)	18	20	0	3	10
8. 日野小学校区					
低学年	50	48	42	43	39
高学年	8	6	8	5	6
①量の見込み	58	54	50	48	45
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	2	6	10	12	15
9. 長良小学校区					
低学年	52	49	43	34	34
高学年	23	21	24	26	22
①量の見込み	75	70	67	60	56
②確保方策	75	70	67	60	60
(②-①)	0	0	0	0	4
10. 島小学校区					
低学年	158	161	163	158	153
高学年	50	43	44	49	47
①量の見込み	208	204	207	207	200
②確保方策	212	212	212	212	212
(②-①)	4	8	5	5	12
11. 三里小学校区					
低学年	128	131	116	120	114
高学年	50	49	55	50	50
①量の見込み	178	180	171	170	164
②確保方策	180	180	180	180	180
(②-①)	2	0	9	10	16

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
12. 鷺山小学校区					
低学年	75	71	62	54	50
高学年	17	16	17	17	14
①量の見込み	92	87	79	71	64
②確保方策	92	90	90	90	90
(②-①)	0	3	11	19	26
13. 加納小学校区					
低学年	69	65	58	50	43
高学年	15	19	16	17	17
①量の見込み	84	84	74	67	60
②確保方策	78	78	74	70	70
(②-①)	▲ 6	▲ 6	0	3	10
14. 加納西小学校区					
低学年	47	47	49	54	50
高学年	12	13	14	12	13
①量の見込み	59	60	63	66	63
②確保方策	60	60	63	66	63
(②-①)	1	0	0	0	0
15. 則武小学校区					
低学年	123	107	94	79	77
高学年	15	23	22	21	16
①量の見込み	138	130	116	100	93
②確保方策	140	140	140	110	110
(②-①)	2	10	24	10	17
16. 長森南小学校区					
低学年	108	108	106	105	94
高学年	15	16	15	16	16
①量の見込み	123	124	121	121	110
②確保方策	123	124	121	121	120
(②-①)	0	0	0	0	10
17. 長森北小学校区					
低学年	40	40	38	38	32
高学年	7	9	10	8	9
①量の見込み	47	49	48	46	41
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	13	11	12	14	19

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
18. 常磐小学校区					
低学年	43	41	39	36	32
高学年	15	15	12	10	11
①量の見込み	58	56	51	46	43
②確保方策	70	70	70	70	70
(②-①)	12	14	19	24	27
19. 木田小学校区					
低学年	39	40	34	38	38
高学年	4	5	7	5	6
①量の見込み	43	45	41	43	44
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	17	15	19	17	16
20. 岩野田小学校区					
低学年	52	50	46	43	42
高学年	8	10	9	7	8
①量の見込み	60	60	55	50	50
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	0	0	5	10	10
21. 黒野小学校区					
低学年	59	58	57	51	46
高学年	26	26	25	26	26
①量の見込み	85	84	82	77	72
②確保方策	86	86	86	86	86
(②-①)	1	2	4	9	14
22. 方県小学校区					
低学年	17	16	11	15	9
高学年	6	8	10	8	9
①量の見込み	23	24	21	23	18
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	7	6	9	7	12
23. 茜部小学校区					
低学年	149	144	123	115	115
高学年	19	24	24	24	22
①量の見込み	168	168	147	139	137
②確保方策	168	168	155	155	155
(②-①)	0	0	8	16	18

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
24. 鶉小学校区					
低学年	153	146	142	143	141
高学年	40	43	47	43	40
①量の見込み	193	189	189	186	181
②確保方策	193	190	190	190	190
(②-①)	0	1	1	4	9
25. 七郷小学校区					
低学年	106	94	92	92	91
高学年	24	34	24	23	24
①量の見込み	130	128	116	115	115
②確保方策	150	150	120	120	120
(②-①)	20	22	4	5	5
26. 西郷小学校区					
低学年	89	85	91	88	89
高学年	25	20	15	17	16
①量の見込み	114	105	106	105	105
②確保方策	120	120	120	120	120
(②-①)	6	15	14	15	15
27. 市橋小学校区					
低学年	161	173	167	164	153
高学年	37	42	46	50	54
①量の見込み	198	215	213	214	207
②確保方策	200	215	213	214	207
(②-①)	2	0	0	0	0
28. 岩小学校区					
低学年	26	21	25	24	22
高学年	0	4	2	1	2
①量の見込み	26	25	27	25	24
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	4	5	3	5	6
29. 鏡島小学校区					
低学年	96	89	88	83	83
高学年	18	20	18	19	17
①量の見込み	114	109	106	102	100
②確保方策	120	120	120	120	120
(②-①)	6	11	14	18	20

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
30. 厚見小学校区					
低学年	78	76	68	59	58
高学年	14	10	15	15	11
①量の見込み	92	86	83	74	69
②確保方策	92	90	90	90	90
(②-①)	0	4	7	16	21
31. 長良西小学校区					
低学年	109	97	92	77	77
高学年	21	28	28	27	22
①量の見込み	130	125	120	104	99
②確保方策	130	125	120	120	120
(②-①)	0	0	0	16	21
32. 早田小学校区					
低学年	57	58	61	63	67
高学年	16	14	13	11	13
①量の見込み	73	72	74	74	80
②確保方策	75	75	75	75	80
(②-①)	2	3	1	1	0
33. 且格小学校区					
低学年	24	25	24	24	22
高学年	4	4	7	5	4
①量の見込み	28	29	31	29	26
②確保方策	30	30	31	30	30
(②-①)	2	1	0	1	4
34. 芥見小学校区					
低学年	51	43	40	31	33
高学年	9	10	8	10	6
①量の見込み	60	53	48	41	39
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	0	7	12	19	21
35. 合渡小学校区					
低学年	45	42	38	38	36
高学年	7	8	9	8	7
①量の見込み	52	50	47	46	43
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	8	10	13	14	17

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
36. 三輪南小学校区					
低学年	67	64	55	55	52
高学年	22	16	16	13	13
①量の見込み	89	80	71	68	65
②確保方策	90	90	90	90	90
(②-①)	1	10	19	22	25
37. 三輪北小学校区					
低学年	12	9	11	11	10
高学年	4	4	3	3	2
①量の見込み	16	13	14	14	12
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	14	17	16	16	18
38. 網代小学校区					
低学年	10	9	9	8	10
高学年	8	4	4	4	3
①量の見込み	18	13	13	12	13
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	12	17	17	18	17
39. 城西小学校区					
低学年	48	54	49	52	46
高学年	11	9	11	10	11
①量の見込み	59	63	60	62	57
②確保方策	60	63	60	62	60
(②-①)	1	0	0	0	3
40. 藍川小学校区（令和7年度から藍川北学園）					
低学年	18	18	17	16	16
高学年	6	4	5	5	5
①量の見込み	24	22	22	21	21
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	6	8	8	9	9
41. 長良東小学校区					
低学年	85	73	57	53	46
高学年	22	26	24	20	18
①量の見込み	107	99	81	73	64
②確保方策	107	105	105	105	75
(②-①)	0	6	24	32	11

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
42. 長森西小学校区					
低学年	77	70	62	56	53
高学年	5	7	9	7	6
①量の見込み	82	77	71	63	59
②確保方策	90	90	90	90	60
(②-①)	8	13	19	27	1
43. 芥見東小学校区（令和8年度から藍東学園）					
低学年	29	23	18	21	22
高学年	11	8	8	6	4
①量の見込み	40	31	26	27	26
②確保方策	60	31	30	30	30
(②-①)	20	0	4	3	4
44. 岩野田北小学校区					
低学年	102	89	86	75	72
高学年	13	21	18	22	16
①量の見込み	115	110	104	97	88
②確保方策	120	120	120	120	90
(②-①)	5	10	16	23	2
45. 長森東小学校区					
低学年	86	80	77	75	75
高学年	18	15	17	16	13
①量の見込み	104	95	94	91	88
②確保方策	105	105	105	105	105
(②-①)	1	10	11	14	17
46. 柳津小学校区					
低学年	101	103	91	89	88
高学年	36	31	33	29	30
①量の見込み	137	134	124	118	118
②確保方策	142	142	142	142	142
(②-①)	5	8	18	24	24

⑭ 産後ケア事業

事業概要

産後1年未満の産婦と乳児を対象とし、体調や育児に不安のある母親が安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関等の施設での宿泊や日帰り、助産師による訪問型の母子の心身のケアや育児サポートなどを行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	348	384	396	407	418
②確保方策	433	433	433	433	433
(②-①)	85	49	37	26	15

確保の内容及び今後の取り組み

- 宿泊や日帰りでの産後ケアができる医療機関や訪問での産後ケアができる助産師を確保し、母親が安心して子育てができる環境を整備します。

⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳幼児等通園支援事業を実施します。

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	0歳	52	50	48	46	44
	1歳	72	68	64	60	57
	2歳	74	70	67	64	61
②確保方策	0歳	試行的に 実施予定	試行結果を踏まえ、適切に実施			
	1歳					
	2歳					
(②-①)	0歳	—	—	—	—	—
	1歳	—	—	—	—	—
	2歳	—	—	—	—	—

※国が示した基準に基づき、各年齢の未就園児数を基に算出した必要定員数を量の見込みとしています。

※令和8年度以降は「子ども・子育て支援給付」の一つとして実施する予定です。

確保の内容及び今後の取り組み

- 令和8年度（予定）からの実施に向け、令和7年度は試行的に実施する予定です。
- 令和7年度中に国が示した基準に基づき算出した、子ども・子育て支援給付として実施する令和8年度以降の量の見込み及び確保方策については、以下のとおりです

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳	3	3	3	3
	1歳	4	4	4	4
	2歳	3	3	3	3
②確保方策（※）	0歳	3	3	3	3
	1歳	4	4	4	4
	2歳	3	3	3	3
(②-①)	0歳	0	0	0	0
	1歳	0	0	0	0
	2歳	0	0	0	0
(※参考) 定員数/月	0-2歳	178	178	178	178

⑩ 実費徴収に係る補足給付事業

事業概要

低所得で生計が困難な世帯が利用する保育所（園）、認定こども園及び子ども・子育て支援制度に未移行の幼稚園等に係る実費徴収額（日用品・文具等費、副食材料費）の負担軽減を図ります。

量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

確保の内容及び今後の取り組み

- 保護者からの申請を受けるだけでなく、対象者に交付申請を促すことにより、交付申請の漏れがないように努め、広く低所得世帯の負担軽減を図っていきます。

⑪ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

事業概要

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の負担軽減を図ります。

量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

確保の内容及び今後の取り組み

- 集団活動を利用する保護者の負担軽減につながるよう、着実に実施します。

(5) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保等

① 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設であることを踏まえ、保育所（園）や幼稚園からの希望に応じ、認定こども園への移行を促進していきます。

② 質の高い教育・保育の推進体制

- 市内の幼児教育関係団体により組織される協議会において、本市の幼児教育の方向性や課題を確認・共有しながら、“オール岐阜”で幼児教育を推進します。
- 専門知識と豊富な実務経験のある幼児教育コーディネーターが各幼児教育施設を巡回し、保育者の支援を行います。また、幼稚園教諭や保育士等の合同研修を実施することにより、資質の向上に努めます。
- 小1プロブレムの解消に向け、すべての幼稚園・保育所（園）等で発達段階に応じて身につけさせたい共通の内容をわかりやすくまとめたリーフレット「のびのび育てぎふっ子」を市ホームページに掲載し、家庭における幼児教育の重要性について意識啓発を図ります。
- 地域型保育事業者が、連携・協力を行う認定こども園や幼稚園、保育所（園）といった連携施設を設定できない場合は、市が調整を図り、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組んでいきます。

③ 認定こども園への移行に関する方針

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針では、既存の幼稚園・保育所（園）から認定こども園への認可・認定の申請があった際に、供給体制が確保されている場合であっても、量の見込に子ども・子育て支援事業計画で定める数を加えた数の範囲内であれば、認可等を行うことを可能とする特例措置を設け、認定こども園への移行を促進しています。

この趣旨を踏まえ、本市では、認定こども園への移行について、1号認定及び2号認定の定員は「各号の定員の合計が申請時点を基準とした当該幼稚園等の3歳以上児の実利用人数を下回る人数」、3号認定の定員は「下の年齢クラスの利用者が進級可能な人数」まで認可等を行う方針とします。

なお、幼稚園や保育所（園）の意向は、今後も変更が伴うことから、毎年度、既存施設への意向調査を実施し、必要に応じて方針の見直しを行います。

また、上記の人数を認可等の基準とするものの、認定こども園へ移行することにより、保育の受け入れ枠の不足が見込まれる場合は、適切な利用定員の設定がなされるよう調整を行うこととします。

④ (令和8年度以降)乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進体制

幼稚園・保育所（園）等と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の入園（所）等に関する相談に対応するほか、乳児等通園支援事業者と幼稚園・保育所（園）等との間で情報を共有することができる体制を整備します。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が、無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、子育てのための施設等利用給付にあたっては、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮するとともに、県と連携を図ることにより、円滑に実施していきます。

① 施設等利用給付の実施方法

施設等利用給付の実施方法については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、利用料（保育料）は施設による法定代理受領とし、年4回の実施を基本とします。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料については、保護者への償還払いとし、年4回の実施を基本とします。

② 施設等利用給付の申請

施設等利用給付の申請については、保護者が利用している施設に取りまとめを依頼し、保護者の利便性の向上を図ります。